

豊橋市保育士試験手数料補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この要綱は、豊橋市内に所在する保育所等に勤務する保育士試験合格者に対し、予算の範囲内において保育士試験手数料補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、豊橋市内の保育所等に勤務する保育士を確保し、市民が子どもを安心して育てることができる体制を整備することを目的とする。

2 前項の補助金の交付については、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育士試験」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8に規定する厚生労働大臣の定める基準により、保育士として必要な知識及び技能について、毎年1回以上、都道府県知事が行う試験をいい、法第18条の9第1項の規定により、一般社団法人又は一般財団法人であって、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することが認められるものとして当該都道府県知事が認める者（以下「指定試験機関」という。）が全部又は一部の試験事務を行うものを含む。

2 この要綱において「試験手数料」とは、法第18条の9第3項の規定により、都道府県が保育士試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）に対し、当該都道府県又は指定試験機関へ納めさせる手数料（郵送料並びに保育士試験の筆記試験及び実技試験の全部を免除される受験者が納める手数料を除く。）をいう。

3 この要綱において「保育所等」とは、豊橋市に所在する次に掲げる施設をいう。

(1) 法第39条第1項に規定する保育所

(2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付申請をする日（以下「申請日」という。）において次の各号の全てを満たす者とする。

(1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者であること。

(2) 令和3年4月1日以後に実施の保育士試験により保育士資格を取得していること。

(3) 保育所等において勤務しており、当該保育所等による雇入れの日から申請日までの間の実労働時間数の合計が、480時間以上であること。ただし、法第18条の18第1項から第3項に規定する保育士の登録を受ける以前から当該保育所等で勤務をしている者については、都道府県知事が保育士の登録をした日から申請日までの間の実労働時間数の合計が、480時間以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、この要綱に基

づく補助金の交付を行わないものとする。

- (1) 試験手数料について、既に国又は地方公共団体（本市を含む。）が実施する他の事業による補助金、交付金その他の金銭の交付を受けている者
- (2) 過去にこの要綱の規定による補助金の交付を受けている者
- (3) 豊橋市の市税の滞納がある者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、試験手数料の額全額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）が、令和3年4月1日以後に実施の保育士試験を2回以上受けた場合は、最後に受けた保育士試験に係る試験手数料のみをその対象とする。

(交付申請及び請求)

第5条 申請者は、保育士試験に合格した月の翌月1日から起算して2年以内に、豊橋市保育士試験手数料補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出し、補助金の交付決定を受けなければならない。

- 2 前項に規定する申請にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 法第18条の18第3号に定める保育士登録証の写し
 - (2) 試験手数料の振替払込請求書兼受領証の写し
 - (3) 保育所等勤務証明書（様式第2号）
 - (4) 誓約書（様式第3号）
 - (5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により申請がなされたときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めた場合は、速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をした後、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和3年4月1日以後に実施の保育士試験に係る試験手数料について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。